

III 臭気指数による規制

2.規制基準

臭気指数 = $10 \times \log$ (臭気濃度)

臭気濃度：においが感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数

たとえば、苦情のある臭いを希釈しているとき、100倍に希釈したとき臭いが感じられなくなったとすると、この臭いの臭気指数は、

$10 \times \log(100) = 10 \times 2 = 20$ より20となります。

(1) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準【臭気指数1号規制】

	尾 鷲 市		い な べ 市		四 日 市 市	
臭気指数	第1種区域	15	第1種区域	15	第1種区域	12
	第2種区域	21	第2種区域	18	第2種区域	15
					第3種区域	18

(2) 事業場の煙突その他の気体排施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準【臭気指数2号規制】

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得た臭気排出強度又は臭気指数

〈気体排出口の高さに応じて排出ガスの臭気の排出量（臭気排出強度）または排出ガスの臭気指数を求めます。〉

(3) 事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準【臭気指数3号規制】

	尾 鷲 市		い な べ 市		四 日 市 市	
臭気指数	第1種区域	31	第1種区域	31	第1種区域	28
	第2種区域	37	第2種区域	34	第2種区域	31
					第3種区域	34

